■「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)」の概要

1. 基本的事項

●基本理念

- アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。（基本法第3条・第4条、基本条例第3条）

●計画の位置付け

- 基本法第13条第1項 及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

●第3期計画の期間

- 令和8年度から令和10年度までの3年間

2.現状と課題

(1)ギャンブル等依存をめぐる状況

①ギャンブル等が習慣化(月1回以上)するようになった年齢

➢**<u>「20歳代」が21.7%、「0～19歳」が9.0%</u>**と、20歳代までに習慣的なギャンブル等を開始した割合が約3割。

■<u>若年層に対して予防教育、啓発を行うことが必要</u>

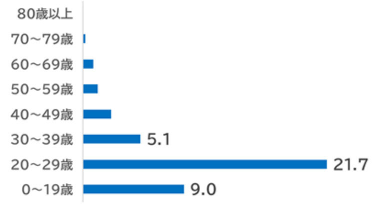

（出典）令和7年度「健康と生活に関する調査」（大阪府こころの健康総合センター）

②専門医療機関における受診者の年齢別内訳

➢「20歳代」が227人、「30歳代」359人、「40歳代」が250人と**<u>若い世代が多い</u>**。

■<u>若年層が受診に至る状態になる前の早い段階で、予防的な介入ができるよう、若年層がアクセスしやすい相談ツール等が必要</u>

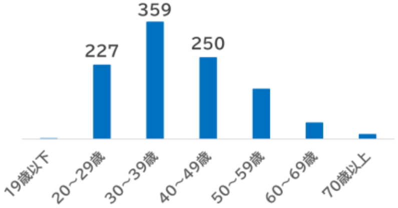

（出典）令和6年度専門医療機関の診療実績報告書

③精神保健福祉センターにおける相談状況(実数(人))

➢**<u>2020年度406人→2024年度845人</u>**
府内3か所の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等に関する相談実績は、増加傾向にある。

■<u>ギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する支援として相談支援体制に関する情報発信の強化や専門相談窓口の充実が必要</u>

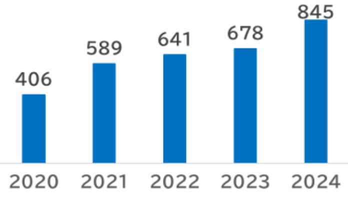

（出典）大阪府調べ

④ギャンブル等でお悩みの方が最初に相談する際に知りたかったこと(ご本人)

➢**<u>医療機関の情報:18.2%</u>**
➢**<u>弁護士・司法書士の窓口:13.8%</u>**。

■<u>ワンストップ支援体制や、他分野との連携・つなぎの強化が必要</u>

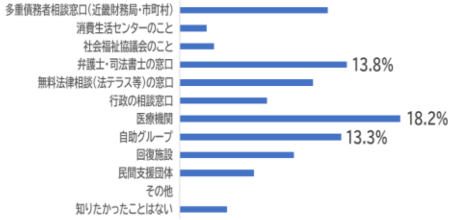

（出典）令和７年度　大阪府「ギャンブル等の問題でお困りの方の状況についてのアンケート調査」

⑤ギャンブル等依存症対策基本法改正

令和7年6月改正(施行日:令和7年9月25日)

(主な改正内容)
・違法オンラインギャンブル等ウェブサイト等を提示する行為の禁止
・インターネットを利用して不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する行為の禁止
・国及び<u>地方公共団体による違法オンラインギャンブル等が禁止されている旨の周知徹底</u>

(2)第2期計画全体目標の結果

【指標1】『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合

令和4年度(計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度末計画目標
3.4% (95%信頼区間 2.8-4.0)	3.9% (95%信頼区間 3.4-4.4)	3.2% (95%信頼区間 2.7-3.6)	2.9% (95%信頼区間 2.5-3.3)	3.4%未満

令和4年度からの4年間で3.4%から2.9%となり、ほぼ横ばい

【指標2】『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合

令和4年度(計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度(速報)	令和7年度末計画目標
82.4%	80.3%	83.9%	82.6%	90%以上

令和4年度からの4年間で82.4%から82.6%となり、横ばい

<u>指標1及び2で使用しているデータは、大阪府内の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の18,000名を対象</u>に 府が実施する「健康と生活に関する調査」によるもの。令和7年度は、10月1か月間実施し、7,663人(回収率42.6%)より回答を得た。

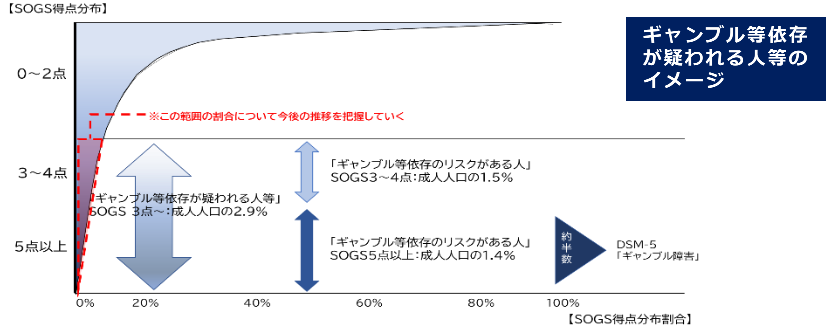

3. 第3期計画の基本的な考え方と具体的な取組み

●基本方針

第3期計画では、基本理念や現状と課題等を踏まえ、7つの基本方針と9つの 重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策のさらなる強化を図る。

●全体目標

指標としては、

❶「『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合」の低減

❷「『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合」の増加

を設定し、府実態調査結果を基に、令和10年度における以下の数値について、計画作成時点の令和7年度の数値からの増減をめざす。

【指標1】『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合

現 状※	目標値
SOGS 2.9%	2.9%未満

※現状の数値はR7.10実施の府実態調査におけるもの
※目標値の考え方：第2期計画と同様、計画策定年度の調査結果未満とする

【指標2】『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合

現 状※	目標値
82.6%	90%以上

※現状の数値はR7.10実施の府実態調査におけるもの

●個別目標

全体目標を踏まえ、各重点項目ごとの指標に対して目標値を定める。

（指標の例）

【重点❷】①高等学校等における予防啓発授業等の実施率⇒毎年度100%
②教員向け研修会の参加者数⇒毎年度500名以上

【重点❸】①相談拠点やオンライン等での相談支援件数⇒R10年度末までに増加
②ギャンブルの問題を抱えている者が依存の問題に気づいてから初めて医療機関や相談機関を利用するまでの期間⇒R10年度末までに1年以内の割合の増加

【重点❹】①ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数⇒R10年度末までに100機関
②ギャンブル等依存作用の専門医療機関数⇒R10年度末までに15機関

【重点❼】 <u>①(仮称)大阪依存症対策センターの活用する各コンテンツの試行実施</u>
<u>②令和10年度末までに(仮称)大阪依存症対策センターの認知度⇒30%</u>

●施策体系

基本理念及び基本方針に基づく全体の施策体系は以下のとおりとする。

◆基本方針に基づく施策体系と個別目標

※ 新規：具体的な取組みとして新規事業を考えているもの　拡充：具体的な取組みとして事業の拡充等を考えているもの

基本理念	基本方針	重点施策	取組み
アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する	Ⅰ 予防・普及啓発の強化	【重点❶】発症予防・正しい知識の普及啓発の強化	■ 各世代への発症予防・普及啓発 拡充 ➢ 若年層向けの発信強化、公民連携、ポータルサイトの充実 ■ 違法なオンラインギャンブル等に関する啓発 新規 ➢ SNS、動画等を活用した啓発、学校等での予防教育の推進 ■ 多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発
		【重点❷】若年層向け予防教育の強化	■ 児童・生徒への普及啓発 拡充 ➢ 学校等での予防教育の推進 ■ 大学・専修学校等への普及啓発 ■ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発 ■ 家庭との連携 拡充 ➢ 家庭と学校の連携促進のためPTAの研修会等を通じた保護者への啓発
	Ⅱ 相談支援体制の強化	【重点❸】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	■ 相談窓口の整備 拡充 ➢ 夜間・休日対応や多職種による相談など、相談者のニーズに沿った相談支援の充実、対面とオンライン（ICTや人工知能等を活用）の両面での支援の推進 ■ 本人及び家族等への相談支援の充実 ■ 回復支援の充実
	Ⅲ 治療体制の強化	【重点❹】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	■ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 ■ 専門治療プログラムの普及 ■ 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援 拡充 ➢ 回復プログラム修了者への再発防止に向けた環境支援
	Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点❺】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	■ ネットワークの強化 拡充 ■ 円滑な地域との連携支援の実施 ➢ OATIS[*1]を中心とした関係機関との連携強化 ➢ OAC[*2]の枠組を活用した各機関・団体等との情報交換や課題共有の充実
	Ⅴ 大阪独自の支援体制の推進	【重点❻】自助グループ・民間団体等の活動の充実	■ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援 ■ 自助グループ・民間団体等との協働
		【重点❼】（仮称）大阪依存症対策センターの設置準備	■ OATISによる取組みの推進 ■ 「（仮称）大阪依存症対策センター」の整備 新規 ➢ 機能の具体化、専門人材の確保及び養成等基本計画の作成、人材確保及びセンターが提供するサービスの準備
	Ⅵ 調査・分析の推進	【重点❽】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	■ ギャンブル等依存症に関する実態調査 拡充 ➢ 依存症予防の対策に資する調査・分析を推進 ■ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握
	Ⅶ 人材の養成	【重点❾】相談支援等を担う人材の養成	■ 医師確保・養成の推進 新規 ➢ 大阪精神医療センターと連携したギャンブル等依存症に対応できる医師の確保・養成の推進 ■ 段階的養成プログラムの実施 ■ 様々な相談窓口等での相談対応力の向上